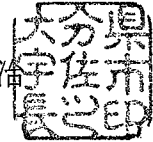


令和 5 年度宇佐市情報通信環境整備計画
策定委託事業者選定審査委員会設置要綱を
ここに公示する。

令和 5 年 7 月 7 日

宇佐市長 是 永 修



令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定委託事業者選定審査委員会設置要綱

令和5年7月7日

宇佐市告示第214号

(設置)

第1条 令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定委託の受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により適正かつ公正に選定するため、令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定事業者選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定審査委員会は、受託候補者の選定にあたり、別に定める「令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定委託公募型プロポーザル実施要領」等に基づき、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 提案書等の審査に関すること。
- (2) 受託候補者及び次順位者の選定に関すること。

(組織)

第3条 選定審査委員会は、次に掲げる5名をもって組織する。

- (1) 農政課長
- (2) 総合政策課 ICT化推進係総括又はその推薦を受けた者
- (3) 総合政策課情報政策係総括又はその推薦を受けた者
- (4) 耕地課耕地係総括又はその推薦を受けた者
- (5) 農政課国営事業営農対策係総括又はその推薦を受けた者

(委員長)

第4条 選定審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農政課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定審査委員会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の事務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 選定審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定審査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を、他に漏らしてはならない。その職務終了後も同様とする。

(庶務)

第8条 選定審査委員会の庶務は、経済部農政課国営事業営農対策係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。